

地域コミュニティ組織基本指針の改訂 及び関連する取組について

1 指針改訂の目的

地域コミュニティ組織が市内全 26 地区で設立されてから 10 年が経過する機を捉え、これまでの取組を強化する新たな地域コミュニティ施策を展開し、持続可能な地域運営を実現していくため、本指針を見直した。

2 見直しの経緯等

平成 29 年（2017 年）11 月に策定した「小田原市地域コミュニティ組織基本指針」に基づくこれまでの取組の振り返りや、地域活動懇談会等の地域の声を踏まえるとともに、自治会総連合理事会での意見交換や庁内関係課と調整を行い、令和 7 年（2025 年）11 月の政策会議で改訂後の「小田原市地域コミュニティ基本指針」を決定した。

今後、本指針のガイドブックを作成し、地域コミュニティ施策の展開を広く周知していく。

3 見直しのポイント

現状の課題を踏まえて将来を改めて見通すとともに、新たな地域コミュニティ施策の考え方、その手法としての地域プロジェクトや地域担当職員のほか、次世代の関わりを広げていく方策等を盛り込んでいる。主な修正点は参考資料 3-1 に記載。

※参考資料 3-1 小田原市地域コミュニティ組織基本指針改訂の概要

※参考資料 3-2 小田原市地域コミュニティ基本指針

4 地域コミュニティ基本指針の概要

【地域コミュニティ組織】

目指す姿

多様な人が関わり、地域の総合力で課題を解決する開かれた組織

- 自治会連合会区域を単位として各地区に一つ存在する、地域を代表する組織
- 各種地域活動団体の連携協力により、課題解決に取り組む組織
- 自らの意思決定により組織運営や活動に取り組むことができる組織
- 地域の全住民に開かれ、住民の意見等を運営や活動に反映できる組織
- 役員等の担い手が確保され、持続的、発展的な運営ができる組織
- 自らの事務局機能を有し、自立した運営ができる組織
- 自主財源を確保し、安定した活動を維持できる組織

機能

- (1) 組織
- (2) 地域別計画（課題解決の取組）の推進
- (3) 住民参画
- (4) 担い手の発掘・育成
- (5) 場の活性化・創出
- (6) 地域事務局
- (7) 財源の確保

活動分野

- (1) 広報
- (2) 福祉健康
- (3) 地域防災
- (4) 子ども
- (5) 多世代交流
- (6) 地域振興
- (7) 交通安全・防犯
- (8) 生活環境

持続可能な地域運営に向け、地域と行政が協働のまちづくりを推進

【行政】

地域の「負担を減らす」、「活動を支える」、「担い手をつなぐ」

行政の取組

- (1) 活動と運営資金の支援
- (2) 地域担当職員の配置
- (3) 担い手発掘・育成の支援
- (4) 各種地域活動団体の機能維持
- (5) 地域活動の場の確保
- (6) 情報共有の推進
- (7) 全庁的な取組体制の構築
- (8) 地域の負担軽減・依頼内容の見直し
- (9) 職員の地域活動参加の奨励

5 関連する取組について

小田原市地域コミュニティ基本指針に関連する主な取組は次のとおり

- (1) 市民と市長との地域活動懇談会の概要
- (2) 地域担当職員の現状
- (3) 地域プロジェクトの現状
 - ア 地域アクションいきいき補助金
 - イ 地域活動アドバイザー派遣事業
- (4) エディブル・スクールヤード（ESY）の展開
- (5) 地域活動の情報発信・共有に係る実証的な取組

※参考資料 3-3 小田原市地域コミュニティ基本指針に関連する取組

参考資料 3-1

260122_総務常任委員会

小田原市地域コミュニティ組織基本指針 改訂の概要

市民部 地域政策課

- 見直しの主旨
- 見直しの構成・プロセス
- 見直しのポイント
- 主な修正点

【見直しの主旨】

- 平成28年3月に市内全26地区で地域コミュニティ組織が設立されてから10年が経過する機を捉え、顕在化する地域運営の課題に対し、新たな地域コミュニティ施策を展開し持続可能な地域運営を実現していくため指針を見直す。

【見直しの構成・プロセス】

- 見直しは、これまでの取組の振り返り、地域活動懇談会等での意見、地域コミュニティに関する市民意向（市民意識調査）等を踏まえたマイナーチェンジとする。
- 令和6年度に検討を進め、地域に投げかけてきた新たな地域コミュニティ施策を加味して見直し案を作成し、自治会総連合理事会を中心に意見交換を行う。
- 見直しと並行して、できることから実践を進めるため、実践の知見も見直し案に取り入れてく。
- 見直し案は、R7年度に庁内外の調整を行うとともに、11月の政策会議での機関決定を経て、地域へ報告（指針見直しの内容とともに、地域コミュニティ組織の取組ガイドブックを作成）。

【見直しのポイント】

- これまでの取組を振り返り、現状の課題を踏まえて将来を改めて見通す。
- 地域の声をはじめ、広く市民の声（地域コミュニティ施策の認知）を踏まえる。
- 新たな地域コミュニティ施策（取組推進の手段：地域プロジェクト、地域担当職員、地域活動拠点）を明確に位置付ける。
- 地域コミュニティ組織と自治会連合会（地域の関係団体）の関係性やケアタウンや居場所づくり等の地域活動支援を整理する。
- 地域コミュニティの拠点としての学校、学校と地域の連携について位置付ける。
- 次世代の関わりを広げていく方策を検討する。
- 向こう3年間のアクションプランを作成し、施策展開や検討事項を提示する。
- 指針名称を「地域コミュニティ組織基本指針」から「地域コミュニティ基本指針」に変更する。

【全体構成】

1 地域コミュニティ組織基本指針の改訂について

2 地域運営の課題と見直しの視点

3 地域コミュニティの目指す姿

4 地域コミュニティ組織の機能

5 地域コミュニティ組織の活動分野

6 行政の取組

7 推進にあたって

● 「主旨」に指針改訂の考え方を追加 ...1(1)

(略)

このような状況の下、本市では、平成20年度に地域コミュニティ検討委員会を設置し、平成22年度に「新たな地域コミュニティの仕組み」について報告書を取りまとめた。同年、地域別計画を策定するとともに自治基本条例を制定し、以後、平成27年度までに、全ての自治会連合会の区域（26地区）で地域コミュニティ組織が設立された。そして、平成29年度には、地域と行政が共有する地域コミュニティ組織の目指す姿やその実現方策等を示すため本指針を策定し、地域住民と行政との協働による地域の課題解決の取組が進められ、多様な地域活動が蓄積されつつある。

しかしながら、人口減少や住民の連帯意識の希薄化などの地域を取り巻く課題に加え、担い手不足に代表される地域運営の課題も一層深刻化している。こうした状況を踏まえ、地域コミュニティ組織が市内全地区で設立されてから10年が経過する機を捉え、これまでの取組を強化する新たな地域コミュニティ施策を展開し、持続可能な地域運営を実現していくため、本指針を見直すものである。

なお、本指針の見直しにより、地域と行政が共有する地域コミュニティ組織の姿に加え、各種地域活動団体との関係や、学校と地域の連携等の新たな地域コミュニティ施策の内容を含むことになるため、名称を、「地域コミュニティ組織基本指針」から「地域コミュニティ基本指針」に変更する。

2 地域運営の課題と見直しの視点

- **これまでの振返り、地域運営の課題、市民の認識、見直しの視点を追加 ...2**

- **「これまでの振返り」 ...2(1)**

平成30年度の分科会数は85（うち負担金あり24）、取組分野数119、委員数917、負担金予算380万円に対し、令和6年度の分科会数は91（うち負担金あり41）、取組分野数118、委員数927、負担金予算465万円となっており、コロナ禍を経ても活動や体制を維持しているとともに、負担金ありの分科会活動が増加している。また、地域事務局は、令和元・2・4年度に3地区で設立され、地域活動の場も令和2年度から設置が進み、令和7年度までに10地区で整備を行った。

地域の活動は、福祉健康と防災分野についてほぼ全ての地区で取り組まれているが、その他の分野は、地域の実情に応じて差がある。現在の地域コミュニティ組織の委員は、1地区平均38人（最小13人、最大75人）で構成され、各種地域活動団体の割合は、自治会が30%、民生委員児童委員が11%、防災リーダーが8%となっており、活動分野と委員構成は連動していることが伺える。また、最近の傾向としては、子ども会の衰退等を受け、地域コミュニティ組織や自治会等で子どもに関する活動が活発化していること、委員構成で、元役員の方が退任後も継続して地域コミュニティ組織の活動に関与し続けていることなどが挙げられる。

一方、地域活動を支える地域担当職員（市職員）は、平成22年度4人からスタートし、平成30年度9人をピークに令和6年度には6人になったが、新しいコミュニティ施策として地域担当職員の拡充を掲げ、令和7年度当初は8人となり、今後も計画的な配置を進めていくこととしている。

- **「地域運営の課題」として、担い手の確保・育成、団体運営の負担軽減・効率化、自治会加入促進・情報発信、各種地域活動団体との横の連携・場づくりを追加 ...2(2)**

- **「市民の認識」 ...2(3)**

令和7年度の市民意識調査によると、地域コミュニティ組織（まちづくり委員会）の存在を知っている市民割合は50%、そのうち活動内容を知っている方は16%となっており、これまでの取組を通じて存在の認知は進んでいるものの、活動内容までは把握されていないのが現状である。なお、地域を代表する自治会の存在認知は84%、そのうち活動内容認知は36%となっている。

地域活動の考え方については、地域と行政が連携・協働すべき27%、行政主導で取り組むべき21%、既存の地域活動団体を強化すべき14%、衰退やむなし14%、分からない24%で、連携・協力の考えが最も多いが、地域、行政それぞれの動きを強化していく考えも一定数ある。

- **「見直しの視点」として、①地域の声の把握と対話、②新しいコミュニティ施策の位置付け、③各種地域活動団体や学校との連携整理、④現場での実践知を重視、⑤今後3年間のアクションプランを作成 ...2(4)**

● 20年先の地域コミュニティ組織の姿を描き直す ...3(1)

旧：一人ひとりがつながり、地域の力で課題を解決する組織

新：多様な人が関わり、地域の総合力で課題を解決する開かれた組織

● 「自治会連合会等との関係」を追加 ...3(2)

自治会連合会の区域を単位として地域コミュニティ組織が設立される以前から、地域を横につなぐプラットフォームとして自治会連合会や地区社会福祉協議会が活動しており、地域コミュニティ組織の設立や活動にあたっては、こうしたプラットフォームとの重複が懸念されていた。

一般的に、地域運営組織は、地域の課題を共有し解決方法を検討するための協議機能と、課題解決に向けた取組を実践する実行機能を有するとされている。こうした機能は、自治会連合会や地区社会福祉協議会等の既存のプラットフォームと地域コミュニティ組織に共通する。しかしながら、担い手不足が最大の課題となっている今、多様な人が関わり、より地域住民に開かれたものとしていくためには、各種地域活動団体が一堂に会し、情報や課題を共有して活動を展開する機能を確保し、増幅させていくことが求められている。

基本的な考え方として、自治会連合会と地域コミュニティ組織が相互補完の関係にあることを前提に、地域運営に必要な機能に焦点を当てながら、地域の実情に見合った方法で課題解決の取組を進め、活動の裾野を広げていく。

● 「学校と地域の連携」を追加 ...3(3)

地域コミュニティ組織は、自治会連合会の区域を単位としており、小学校区と一致していない地区も多い。このことから、小学校と連携した活動をはじめ、広域避難所運営等の防災分野での活動には区域を超えた連携の工夫が必要になっている。一方、学校側としても、学校運営協議会の運営等、複数の地区との連携が必要になる。

区域の不一致は、以前から提起されてきた課題であるが、現在、検討が進められている「新しい学校づくり」において、その整合が議論されているとともに、学校を地域における学びの拠点として、学校と地域が支え合い協働していくための拠点としていくことが示されている。学校の再配置等ハード面での取組は10年以上先に想定されているが、そこに至るまでに、学校と地域の連携の機運を醸成し、関係の質を高めていく必要がある。

基本的な考え方として、将来的に学校を地域の拠点としていくこと、学校と地域のつなぎ役として地域担当職員の学校常駐を目指していくことを掲げ、地域担当職員を計画的に配置していく。

● 地域コミュニティ組織の特徴を追記 ...前文

地域コミュニティ組織は、各種地域活動団体が連携して課題解決に取り組む組織で、その中心的存在である自治会（自治会連合会）と相互補完の関係にあるとともに、行政の協働のパートナーであることが特徴として挙げられる。こうした特徴を前提に、地域住民に開かれた組織として、課題解決に取り組んでいくために必要な事項を整理する。

● 「組織」に、役員の重複配慮や、運営効率化を追記 ...4(1)

● 委員の固定化や役員の重複に配慮するとともに、情報共有の方法、会議等の運営（開催時間や方法）を適宜見直すなど、組織運営の効率化を図る。

● 「地域別計画（課題解決の取組）の推進」に、活動進捗確認・改善のサイクルを追記 ...4(2)

● 地域の課題解決の取組について、毎年度、その振返りと次年度の事業展開を議論するなど、活動の進捗確認、改善策や地域ニーズ反映のサイクルを回す機会を設ける。

● 「住民参加」から合意形成を「組織」に移動、活動の認知度向上を追記 ...4(3)

● 地域の課題解決の取組について、広報紙やホームページ・SNS等を活用して積極的に情報発信し、活動の認知度を上げていく。

● 「担い手の発掘・育成」に、活動の協力者（サポーター）の位置付け検討を追記 ...4(4)

● 新たな委員や活動の協力者を確保していくため、地域の人材情報を収集する。また、委員にはなりたくないが、活動の協力者ならという方（サポーター）の位置付けについても検討する。

● 「場の活性化・創出」に、常設型の居場所検討を追記 ...4(5)

● 子どもや高齢者の居場所などイベント的・定期的な場づくりが多くの地区で展開されており、その先の場として常設型についても検討する。

● 「地域事務局」に、事務局の設置等を追記 ...4(6)

● 事務局機能を担う地域担当職員（市職員と地域事務局員）を計画的に配置していく方向性を踏まえ、地域事務局の設置、地域事務局員の選任を進める。

● 「財源の確保」に、事業に応じた法人格の取得検討を追記、「法人格の取得」は削除 ...4(7)

● 収益を得て活動を充実させる事業展開をする場合は、必要に応じて内容に見合った法人格（労働者協同組合、合同会社、NPO法人等）の取得を検討する。

● 各分野に活動例を記載 ...5(1)～(8)

- (1) 広報
 - ・広報誌の発行／ホームページやSNSの活用／子どもの情報発信 等
- (2) 福祉健康
 - ・サロン活動／生活応援隊／ラジオ体操／健康教室 等
 - ・ウォーキング／グラウンドゴルフ／健康麻雀 等
- (3) 地域防災
 - ・防災講座の開催／資機材取扱訓練／緊急時連絡シートの作成／広域避難所運営マニュアルの見直し／いっせい防災訓練の内容検討／避難行動要支援者に係る検討 等
- (4) 子ども
 - ・子ども向けイベント／子ども会代替の活動／体験学習 等
- (5) 多世代交流
 - ・居場所づくり／地域食堂／多世代交流イベント 等
- (6) 地域振興
 - ・歴史・文化資産を活用した行事／地域学習 等
 - ・地域の祭り（実施・協力）／地域資源を活用した行事 等
 - ・地域公共交通についての協議／エリアブランディング 等
- (7) 交通安全・防犯
 - ・登下校見守りボランティア／道路・水路の危険箇所マップ／交通安全教室 等
 - ・あいさつ運動／防犯パトロール／防犯教室 等
- (8) 生活環境
 - ・道路清掃／河川清掃／ごみ出しマナー啓発 等

● 地域の実態を踏まえて、活動分野を整理

- 「多世代交流」を追加
- 「文化教育」を「地域振興」に統合
- 「交通安全」と「防犯」を統合

（略）地域における活動はこの分類に限らず、複数の内容をつなぎながら展開されているものも少なくないことから、ここに示す内容は活動を展開するきっかけと考え、地域の主体的な創意工夫を積極的に支援していく。

- (3) 防災→地域防災
- (4) 子育て青少年→子ども
- (5) 多世代交流
 - ・世代を超えて顔の見える地域づくり
新たな居場所づくり、既存の居場所での多世代交流促進のほか、地域住民が世代を超えて交流するイベントを通じ、顔の見える地域づくりに取り組む。
- (7) 交通安全・防犯
- (8) 環境→生活環境

● 地域コミュニティ組織が取り組む分野ごとの行政の関係課と地域の関係団体等の表は、分野・活動団体・行政関係課で整理

● 新たな地域コミュニティ施策の考え方等を追記 ...前文

地域運営の課題に対処する新たなコミュニティ施策は、「地域の負担を減らす」、「地域の活動を支える」、「地域の担い手をつなぐ（掘り起こす）」の3本柱を基本に、「地域プロジェクト」、「地域担当職員」、「地域活動拠点」の仕組み・ひと・場の3つの観点を推進手段として、地域運営を支え活動を推進していく。

● 「活動と運営資金の支援」に、負担金の整理等を追記 ...6(1)

● 資金の支援については、地域コミュニティ組織に関係する負担金等の整理を進めるほか、分科会活動の負担金の流用を検討するなど、組織運営の効率化と負担軽減を図る。

● 「地域担当職員の配置」に、計画的な配置を追記 ...6(2)

● 地域コミュニティ組織の運営を持続可能なものにしていくため、計画的に地域担当職員を配置し、コーディネート機能と学校との連携を強化していく。

● 「担い手発掘・育成」に、今まで関わっていない方の関わる機会の創出等を追記 ...6(3)

● 今まで活動に関わっていない若者、子育て世帯、移住者、高齢者等の地域住民に向けて、広報活動の強化や関わる機会を創出するなど、地域コミュニティ組織と連携して活動の裾野を広げる取組を進めていく。

● 「各種地域活動団体の機能維持」に、地域コミュニティ組織による代替活動の支援を追記 ...6(4)

● 団体の機能維持や活動継続が困難な場合は、その代替の活動を地域コミュニティ組織で展開できるよう支援する。

● 「地域活動の場の確保」に、将来的な活動拠点を追記...6(5)

● 将来的には、新しい学校づくりと連動して、学校を地域活動の拠点としていくことを目指す。

● 「情報共有の推進」を修正 ...6(6)

● それぞれの活動の情報を共有するため、地域コミュニティ組織間の情報共有（コミュなび）、各種地域活動団体間の情報共有（地域活動シンポジウム）、地域内の情報共有（各種団体が一堂に会する連絡会、テーマ別情報交換会）、地域と行政の情報共有（市民と市長との地域活動懇談会）を継続し、推進していく。

● 「地域の負担軽減・依頼内容の見直し」を修正・追記 ...6(8)

● 地域コミュニティ組織の中心的存在である自治会について、行政から依頼している事項を整理するほか、回覧や行政依頼文書の削減、依頼窓口の一本化、委員推薦事務の簡素化等負担軽減の取組を進める。

小田原市地域コミュニティ基本指針

令和7年11月

小田原市

目次

1 地域コミュニティ組織基本指針の改訂について	1
(1) 主旨	
(2) 本指針の位置付け	
2 地域運営の課題と見直しの視点	1
(1) これまでの振り返り	
(2) 地域運営の課題	
(3) 市民の認識	
(4) 見直しの視点	
3 地域コミュニティの目指す姿	3
(1) 地域コミュニティ組織の目指す姿	
(2) 自治会連合会等との関係	
(3) 学校と地域の関係	
4 地域コミュニティ組織の機能	5
(1) 組織	
(2) 地域別計画（課題解決の取組）の推進	
(3) 住民参画	
(4) 担い手の発掘・育成	
(5) 場の活性化・創出	
(6) 地域事務局	
(7) 財源の確保	
5 地域コミュニティ組織の活動分野	7
(1) 広報	
(2) 福祉健康	
(3) 地域防災	
(4) 子ども	
(5) 多世代交流	
(6) 地域振興	
(7) 交通安全・防犯	
(8) 生活環境	
活動分野における地域活動団体等と行政関係課	
6 行政の取組	10
(1) 活動と運営資金の支援	
(2) 地域担当職員の配置	
(3) 担い手発掘・育成の支援	
(4) 各種地域活動団体の機能維持	
(5) 地域活動の場の確保	
(6) 情報共有の推進	
(7) 全庁的な取組体制の構築	
(8) 地域の負担軽減・依頼内容の見直し	
(9) 職員の地域活動参加の奨励	
7 推進にあたって	12

1 地域コミュニティ組織基本指針の改訂について

(1) 主旨

近年国内では少子高齢化や人口減少、小世帯化、住民の連帯意識の希薄化などにより様々な地域の課題が顕在化し始めており、本市においても同様の状況である。また、本市において従来から分野ごとに活動してきた地域活動団体は、その母体となる自治会の加入者の減少に伴い、担い手が不足し、役員の高齢化も相まって、地域活動が困難になりつつあり、地域力の低下が懸念されているところである。一方、市民ニーズの多様化や行政の財源不足が進む中、持続可能な地域社会を維持していくためには、地域住民と行政との協働の必要性が高まっている。

このような状況の下、本市では、平成 20 年度に地域コミュニティ検討委員会を設置し、平成 22 年度に「新たな地域コミュニティの仕組み」について報告書を取りまとめた。同年、地域別計画を策定するとともに自治基本条例を制定し、以後、平成 27 年度までに、全ての自治会連合会の区域（26 地区）で地域コミュニティ組織が設立された。そして、平成 29 年度には、地域と行政が共有する地域コミュニティ組織の目指す姿やその実現方策等を示すため本指針を策定し、地域住民と行政との協働による地域の課題解決の取組が進められ、多様な地域活動が蓄積されつつある。

しかしながら、人口減少や住民の連帯意識の希薄化などの地域を取り巻く課題に加え、担い手不足に代表される地域運営の課題も一層深刻化している。こうした状況を踏まえ、地域コミュニティ組織が市内全地区で設立されてから 10 年が経過する機を捉え、これまでの取組を強化する新たな地域コミュニティ施策を展開し、持続可能な地域運営を実現していくため、本指針を見直すものである。

なお、本指針の見直しにより、地域と行政が共有する地域コミュニティ組織の姿に加え、各種地域活動団体との関係や、学校と地域の連携等の新たな地域コミュニティ施策の内容を含むことになるため、名称を、「地域コミュニティ組織基本指針」から「地域コミュニティ基本指針」に変更する。

(2) 本指針の位置付け

市民一人ひとりが身近なまちづくりに主体的に関わり、地域住民の創意と工夫による住民主導のまちづくりを目指して策定した「地域別計画」、市民がより一層生き生きと暮らし続けることができるまちを実現するための「自治基本条例」を踏まえるとともに、第 7 次小田原市総合計画の将来都市像「誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原」の実現に向け、地域と行政が協働のまちづくりを推進していくために、共有する地域コミュニティ組織の姿と地域コミュニティに関する取組を定めるものである。

2 地域運営の課題と見直しの視点

(1) これまでの振り返り

平成 27 年度に全 26 地区で地域コミュニティ組織が設立され、平成 29 年度に地域コミュニティ組織基本指針を策定しており、その頃からの地域活動と支援状況を概観する。

平成 30 年度の分科会数は 85（うち負担金あり 24）、取組分野数 119、委員数 917、負担金予算 380 万円に対し、令和 6 年度の分科会数は 91（うち負担金あり 41）、取組分野数 118、委員数 927、負担金予算 465 万円となっており、コロナ禍を経ても活動や体制を維持しているとともに、負担金ありの分科会活動が増加している。また、地域事務局は、令和元・2・4 年度に 3 地区で設立され、地域活動の場も令和 2 年度から設置が進み、令和 7 年度までに 10 地区で整備を行った。

地域の活動は、福祉健康と防災分野についてほぼ全ての地区で取り組まれているが、その他の分野は、地域の実情に応じて差がある。現在の地域コミュニティ組織の委員は、1 地区平均 38 人（最小 13 人、最大 75 人）で構成され、各種地域活動団体の割合は、自治会が 30%、民生委員児童委員が 11%、防災リーダーが 8%となっており、活動分野と委員構成は連動していることが伺える。また、最近の傾向としては、子ども会の衰退等を受け、地域コミュニティ組織や自治会等で子どもに関する活動が活発化していること、委員構成で、元役員の方が退任後も継続して地域コミュニティ組織の活動に関与し続けていることなどが挙げられる。

一方、地域活動を支える地域担当職員（市職員）は、平成 22 年度 4 人からスタートし、平成 30 年度 9 人をピークに令和 6 年度には 6 人になったが、新しいコミュニティ施策として地域担当職員の拡充を掲げ、令和 7 年度当初は 8 人となり、今後も計画的な配置を進めていくこととしている。

（2）地域運営の課題

社会情勢の変化や価値観の多様化に伴い、地域運営上の課題が顕在化している。地域から最も多く聞かれる声は、活動の担い手不足であり、その背景には、各種地域活動団体自体の会員数の減少や、業務負担の重さによるなり手不足などがある。また、自治会加入率が低下する一方で、福祉や防災など地域で対応すべきニーズが多様化するなか、一部の住民の負担で地域社会の共助や公共的な取組を担い続けることが難しく、その持続可能性が問われている。

こうした現状をまとめると、次の 4 つの課題が浮かび上がってくる。

・ 担い手の確保・育成

地域コミュニティ組織や各種地域活動団体の役員の固定化や高齢化が深刻で、次代を担う人材がなかなか見つからない状況が散見されている。

・ 団体運営の負担軽減・効率化

団体運営の業務負担が重いという声や、行政からの依頼事務、特に各種委員推薦が非常に負担との声が多い。

・ 自治会加入促進・情報発信

自治会加入率が緩やかに低減しており、未加入者からは、加入のメリットが分からない、加入しなくても特に生活上困らないといった声も出ている。

・ 各種地域活動団体との横の連携・場づくり

団体間での取組の重複や、事業を行うことが目的化されている場合も見受けられる。

(3) 市民の認識

令和7年度の市民意識調査によると、地域コミュニティ組織（まちづくり委員会）の存在を知っている市民割合は50%、そのうち活動内容を知っている方は16%となっており、これまでの取組を通じて存在の認知は進んでいるものの、活動内容までは把握されていないのが現状である。なお、地域を代表する自治会の存在認知は84%、そのうち活動内容認知は36%となっている。

地域活動の考え方については、地域と行政が連携・協働すべき27%、行政主導で取り組むべき21%、既存の地域活動団体を強化すべき14%、衰退やむなし14%、分からない24%で、連携・協力の考えが最も多いが、地域、行政それぞれの動きを強化していく考えも一定数ある。

(4) 見直しの視点

本指針の見直しは、取組を振り返り、地域運営上の課題を整理したうえで、目指す姿や取組等を描き直すものであり、その視点を整理すると次の5つになる。なお、重要なことは、これまで地域で積み重ねてきた活動実態であるとの認識に立ち、本指針の構成や地域コミュニティ組織に関する仕組み等を抜本的に見直していない。

- ・ 地域や活動現場の声をはじめ、市民のニーズや意向を把握し、今後の展開についての地域との対話を踏まえる。
- ・ これまでの取組を振り返るとともに、地域運営の課題への対処として、新しい地域コミュニティ施策を位置付ける。
- ・ 地域コミュニティ組織と各種地域活動団体との関係、地域の拠点としていく学校との連携についても整理する。
- ・ 現場での活動や実践からの知見を重視し、いかにして活動の裾野を広げていくかの観点から組織や仕組みを精査する。
- ・ 目指す姿の実現に向けては、何をどう進めていくかの共有が重要になることから、地域コミュニティに関する今後3年間のアクションプランを作成する。

3 地域コミュニティの目指す姿

(1) 地域コミュニティ組織の目指す姿

今日、社会や地域を取り巻く環境の変化などを背景に生まれる新たな課題に対し、行政のみで対応していくことは困難になってきており、地域コミュニティ組織と行政との協働の取組による、地域の実情に則したきめ細かな公共サービスが期待されている。

福祉、防災、環境等様々な分野の課題に対応した公共サービスについて、地域コミュニティ組織と行政が対等な立場で、それぞれの強みを生かして分担することで、持続可能な地域社会の構築に寄与するものと考えられる。

この協働の取組を進めるにあたり、20年先を見据える第7次小田原市総合計画基本構想（令和7年3月策定）と同様に、20年先の地域コミュニティ組織の目指す姿を掲げる。

目指す姿：「多様な人が関わり、地域の総合力で課題を解決する開かれた組織」

- 自治会連合会区域を単位として各地区に一つ存在する、地域を代表する組織
- 各種地域活動団体の連携協力により、課題解決に取り組む組織
- 自らの意思決定により組織運営や活動に取り組むことができる組織
- 地域の全住民に開かれ、住民の意見等を運営や活動に反映できる組織
- 役員等の担い手が確保され、持続的、発展的な運営ができる組織
- 自らの事務局機能を有し、自立した運営ができる組織
- 自主財源を確保し、安定した活動を持続できる組織

(2) 自治会連合会等との関係

自治会連合会の区域を単位として地域コミュニティ組織が設立される以前から、地域を横につなぐプラットフォームとして自治会連合会や地区社会福祉協議会が活動しており、地域コミュニティ組織の設立や活動にあたっては、こうしたプラットフォームとの重複が懸念されていた。

一般的に、地域運営組織は、地域の課題を共有し解決方法を検討するための協議機能と、課題解決に向けた取組を実践する実行機能を有するとされている。こうした機能は、自治会連合会や地区社会福祉協議会等の既存のプラットフォームと地域コミュニティ組織に共通する。しかしながら、担い手不足が最大の課題となっている今、多様な人が関わり、より地域住民に開かれたものとしていくためには、各種地域活動団体が一堂に会し、情報や課題を共有して活動を展開する機能を確保し、増幅させていくことが求められている。

基本的な考え方として、自治会連合会と地域コミュニティ組織が相互補完の関係にあることを前提に、地域運営に必要な機能に焦点を当てながら、地域の実情に見合った方法で課題解決の取組を進め、活動の裾野を広げていく。

(3) 学校と地域の連携

地域コミュニティ組織は、自治会連合会の区域を単位としており、小学校区と一致していない地区も多い。このことから、小学校と連携した活動をはじめ、広域避難所運営等の防災分野での活動には区域を超えた連携の工夫が必要になっている。一方、学校側としても、学校運営協議会の運営等、複数の地区との連携が必要になる。

区域の不一致は、以前から提起されてきた課題であるが、現在、検討が進められている「新しい学校づくり」において、その統合が議論されているとともに、学校を地域における学びの拠点として、学校と地域が支え合い協働していくための拠点としていくことが示されている。学校の再配置等ハード面での取組は10年以上先に想定されているが、そこに至るまでに、学校と地域の連携の機運を醸成し、関係の質を高めていく必要がある。

基本的な考え方として、将来的に学校を地域の拠点としていくこと、学校と地域のつなぎ役として地域担当職員の学校常駐を目指していくことを掲げ、地域担当職員を計画的に配置していく。

4 地域コミュニティ組織の機能

地域コミュニティ組織は、各種地域活動団体が連携して課題解決に取り組む組織で、その中心的存在である自治会（自治会連合会）と相互補完の関係にあるとともに、行政の協働のパートナーであることが特徴として挙げられる。こうした特徴を前提に、地域住民に開かれた組織として、課題解決に取り組んでいくために必要な事項を整理する。

（1）組織

- ・自治会連合会の区域を対象とした地域を代表する組織として、組織の目的や名称、代表者、運営方法等を明記し会則を定める。
- ・地域住民に開かれた組織として、各種地域活動団体の代表者や地域住民等で構成され、主体的な地域のまちづくりを連携して進める。
- ・組織の委員や役員の選任、分科会の設置、予算や事業計画等については、総会の場で具体的に意見交換し、合意を得ながら進める。
- ・地域の課題解決の取組については、テーマに応じて分科会を設置して取り組むことが望ましい。
- ・委員の固定化や役員の重複に配慮するとともに、情報共有の方法、会議等の運営（開催時間や方法）を適宜見直すなど、組織運営の効率化を図る。

（2）地域別計画（課題解決の取組）の推進

- ・地域コミュニティ組織は、地域の課題と住民自らが取り組むことを記載した地域別計画を基本に、主体的に課題解決に取り組んでいく。
- ・地域別計画は、必要に応じて組織全体で見直し作業を行い、その時代や地域の状況に合った内容とする。
- ・地域の課題解決の取組について、毎年度、その振返りと次年度の事業展開を議論するなど、活動の進捗確認、改善策や地域ニーズ反映のサイクルを回す機会を設ける。
- ・地域コミュニティ組織と市の間で地域コミュニティ推進事業に関する協定を締結し、協働によるまちづくりを推進する。

（3）住民参画

- ・地域住民一人ひとりが地域の課題を当事者として捉え、解決に向け主体的かつ建設的に取り組んでいけるよう、その環境や仕組みを整える。
- ・総会や会議の概要の公開のほか、各種地域活動団体の役員・構成員や日頃の活動で接する地域住民の声に配慮するなど、地域住民の意思表示のしやすい仕組みをつくる。
- ・地域の課題解決の取組について、広報紙やホームページ・SNS等を活用して積極的に情報発信し、活動の認知度を上げていく。

（4）担い手の発掘・育成

- ・誰もが気軽に交流できる場をつくり、その場での声掛けや、広報による募集、口コミ、SNS等で、地域の新たな担い手を発掘し、様々な立場の人が活動に参画できるようにする。

- ・新たな委員や活動の協力者を確保していくため、地域の人材情報を収集する。また、委員にはなりたくないが、活動の協力者ならという方（サポーター）の位置付けについても検討する。
- ・若手の人材を発掘するため、PTA、子ども会などの若手活動団体と自治会や地区社協などの各種団体の意見交換や、活動発表等による交流を促す。
- ・今まで関わっていない若者、子育て世帯、移住者、高齢者等の地域住民も地域コミュニティ組織の様々な活動に関わることができる機会（エディブル・スクールヤード等）を創出し、活動の裾野を広げていく。

(5) 場の活性化・創出

- ・公共施設に限らず地域の様々な場所を活用し、多様な地域活動が行われ、多くの人が参加することで、地域コミュニティを充実・発展させる。
- ・夏祭りなどの既存の交流の場を更に活性化させ、地域に目を向け地域活動に参加することを促す機会を充実させる。
- ・移住者を含め誰もが気軽に訪れ、心地良さが感じられる新たな交流の場を創出する。
- ・子どもや高齢者の居場所などイベント的・定期的な場づくりが多くの地区で展開されており、その先の場として常設型についても検討する。

(6) 地域事務局

- ・地域コミュニティ組織の業務について、特定の人に集中させないため（役員等の負担軽減を図るため）には、資料作成、会計事務、会議運営、連絡調整等を担う事務局機能を有する人材が必要になる。
- ・事務局機能を担う地域担当職員（市職員と地域事務局員）を計画的に配置していく方向性を踏まえ、地域事務局の設置、地域事務局員の選任を進める。
- ・地域事務局は、各種地域活動団体に横串を通し、円滑に組織運営を行うとともに、将来的に学校と地域の連携の役割も想定する。

(7) 財源の確保

- ・市からの負担金等のほか、地域コミュニティ組織の様々な事業による収益を財源として、活動の充実を図る。
- ・収益を得て活動を充実させる事業展開をする場合は、必要に応じて内容に見合った法人格（労働者協同組合、合同会社、NPO法人等）の取得を検討する。

【財源確保例】

- 自治会費等の地域住民からの負担金（地域コミュニティ組織の会費）
- 講演会、お茶会、ウォーキング等の事業にかかる参加者負担金
- 地域共助サービスにおける利用料金
- 回覧板広告協賛事業や広報やイベントでの事業収入、バザー等の収益
- 地元特産品の販売による収益
- 行政や民間からの事業受託収入

5 地域コミュニティ組織の活動分野

地域コミュニティ組織が取り組む活動については、次のような分野が考えられる。なお、地域における活動はこの分類に限らず、複数の内容をつなぎながら展開されているものも少なくないことから、ここに示す内容は活動を展開するきっかけと考え、地域の主体的な創意工夫を積極的に支援していく。

地域コミュニティ内では多くの担い手がケアタウン、防災、子どもなど様々な分野の活動に取り組んでおり、市と協働する取組も少なくないが、地域コミュニティ組織はそのすべてを統合し、管理し、あるいは活動を肩代わりしようとするものではない。それぞれの活動の主体性を尊重しつつ、地域課題の解決の取組がよりよく進むように、行政と地域の様々な資源を調整し、多くの担い手の連携を促進する活動を進めていくものとする。

(1) 広報

- ・ 地域コミュニティ組織の広報機能

地域コミュニティ組織の活動を地域全体に周知するとともに、自治会未加入者も含めた住民に情報共有することで活動への参加を促し、担い手の発掘等につなげる。加えて、紙媒体以外の情報発信も検討する。

【活動例】 広報誌の発行／ホームページや SNS の活用／子どもの情報発信 等

(2) 福祉健康

- ・ 誰もが元気に活躍する場・支え合う仕組みづくり

誰もが、住み慣れた地域で元気に生きがいを持って活動できる場づくりや、介護や支援が必要となった高齢者や障害のある方も地域で安心して暮らせるよう、地域活動団体が連携し地域全体で支え合える仕組みをつくる。

【活動例】 サロン活動／生活応援隊／ラジオ体操／健康教室 等

- ・ 多世代の健康増進の取組

子どもから高齢者まで多くの地域住民が、スポーツやイベント等を通じて親睦を図りながら健康増進に取り組む。

【活動例】 ウォーキング／グラウンドゴルフ／健康麻雀 等

(3) 地域防災

- ・ 災害に備えるための取組

自主防災組織や広域避難所運営委員会と連携し、防災訓練や防災啓発活動等を通じて、一人ひとりの防災意識を高めるとともに、自助共助による災害に強い地域づくりに取り組む。

【活動例】 防災講座の開催／資機材取扱訓練／緊急時連絡シートの作成／
広域避難所運営マニュアルの見直し／いっせい防災訓練の内容検討／
避難行動要支援者に係る検討 等

(4) 子ども

- ・ 地域で子どもたちを育むための取組

子育てを支え、安心・安全に過ごせる環境をつくとともに、子どもたちが健やかに育ち、学び合い、社会と関わる、豊かな地域づくりに取り組む。

【活動例】子ども向けイベント／子ども会代替の活動／体験学習 等

(5) 多世代交流

- ・ 世代を超えて顔の見える地域づくり

新たな居場所づくり、既存の居場所での多世代交流促進のほか、地域住民が世代を超えて交流するイベントを通じ、顔の見える地域づくりに取り組む。

【活動例】居場所づくり／地域食堂／多世代交流イベント 等

(6) 地域振興

- ・ 郷土愛を育てる生涯学習・文化活動

地域の歴史・文化資産について学び、継承するとともに、様々な学習・文化活動に取り組む。

【活動例】歴史・文化資産を活用した行事／地域学習 等

- ・ 地域活性化を図る取組

お祭りや行事等を通じて、地域のさらなる活性化を図る。

【活動例】地域の祭り（実施・協力）／地域資源を活用した行事 等

- ・ 行政と連携した課題解決の取組

特定空家の問題や交通・買い物弱者対策など、行政と連携して課題解決に取り組む。

【活動例】地域公共交通についての協議／エリアブランディング 等

(7) 交通安全・防犯

- ・ 交通安全に対する取組

登下校の児童の見守り活動や危険個所の確認、交通安全教室等の啓発活動に取り組む。

【活動例】登下校見守りボランティア／道路・水路の危険個所マップ／交通安全教室 等

- ・ 防犯活動に対する取組

あいさつ運動をはじめ、防犯パトロールやチラシの配布など様々な犯罪予防に取り組む。

【活動例】あいさつ運動／防犯パトロール／防犯教室 等

(8) 生活環境

- ・ 環境保全、環境美化に対する取組

生活に身近な自然環境の保全や美化清掃活動、ごみと資源の出し方のマナー意識の啓発などに取り組む。

【活動例】道路清掃／河川清掃／ごみ出しマナー啓発 等

活動分野における地域活動団体等と行政関係課

分野	地域活動団体等	行政関係課
広報	広報委員	広報広聴室
福祉健康	民生委員児童委員（市・地区協議会）／市・地区社会福祉協議会／日本赤十字小田原市地区・赤十字奉仕団／市遺族会	福祉政策課
	老人クラブ／シルバー人材センター／地域包括支援センター	高齢介護課
	健康おだわら普及員	健康づくり課
	市体育協会・地区体育振興会／スポーツ推進委員	スポーツ課
地域防災	自主防災組織／防災リーダー	防災対策課
	消防団	消防課
子ども	民生委員児童委員（地区協議会）／単位自治会（児童遊園地）	子育て政策課
	子ども会・市子ども会連絡協議会／青少年育成推進員（協議会）・地区青少年育成会／ジュニア・リーダーズ・クラブ／ユース・リーダーズ・クラブ／子どもの居場所づくり団体	青少年課
	PTA 連絡協議会	生涯学習課
	学校運営協議会	教育総務課
	小学校・中学校（長）	教育指導課
地域振興	自治会連合会（単位自治会）	地域政策課
	商店会	商業振興課
	商工会議所・商工会	産業政策課
	地区公民館・公民館連絡協議会／キャンパスおだわら	生涯学習課
	小田原囃子の保存会等	文化財課
交通安全・防犯	地域の交通安全組織／防犯指導員・地域の防犯組織	地域安全課
	少年補導員	小田原警察署生活安全課
	保護司（会）	人権・男女共同参画課
生活環境	おだわら環境志民ネットワーク	環境政策課
	単位自治会（地域美化清掃）／環境美化推進員	環境保護課
	単位自治会（ごみ集積場所管理）	環境事業センター
	住民団体（身近な公園プロデュース）	みどり公園課
全般	自治会連合会（単位自治会）／市民活動団体	地域政策課
	おだわら市民学校	生涯学習課

6 行政の取組

行政は、様々な分野の課題解決に向け次のことに取り組んでいくが、地域の声を踏まえ、まずは、地域の負担軽減に留意し、取組を進める余裕を確保していくことが重要になる。

地域運営の課題に対処する新たなコミュニティ施策は、「地域の負担を減らす」、「地域の活動を支える」、「地域の担い手をつなぐ（掘り起こす）」の3本柱を基本に、「地域プロジェクト」、「地域担当職員」、「地域活動拠点」の仕組み・ひと・場の3つの観点を推進手段として、地域運営を支え活動を推進していく。

なお、今後3年間の行政の取組を別途作成することとし、本市総合計画実行計画の策定の機を捉え更新していく。

(1) 活動と運営資金の支援

- ・市から地域コミュニティ組織に対し、推進事業費負担金のほか分科会活動に対する負担金を支出することで、運営を支援している。分科会活動の負担金は、話し合いだけでなく、課題解決の取組を実施していると認められ、他の負担金や補助金と重複しないものを対象としている。
- ・資金の支援については、地域コミュニティ組織に関係する負担金等の整理を進めるほか、分科会活動の負担金の流用を検討するなど、組織運営の効率化と負担軽減を図る。
- ・地域コミュニティ組織の独自の財源確保の取組についても市として支援していく。
- ・どのように活動の一步を進めていくか・継続していくか、どのように負担軽減や情報共有等の組織運営を改善していくかなど、地域担当職員のほか、専門的な知見を有する実践者の助言を得られる制度により、運営上の課題解決も支援していく。

(2) 地域担当職員の配置

- ・地域コミュニティ組織の運営を持続可能なものにしていくため、計画的に地域担当職員を配置し、コーディネート機能と学校との連携を強化していく。
- ・地域担当職員（市職員）は、地域コミュニティ組織の会議や活動などに参加し、地域の実情に応じて、会議のファシリテーション、行政情報の提供、資料作成などの事務を行うほか、地域と行政とのパイプ役として関係所管課と調整等を行うため配置している。また、地域の実態や要望を把握するとともに地域コミュニティ組織における担い手の発掘や育成の支援体制を強化していく。
- ・地域担当職員には、市職員に加え、地域で雇用する地域事務局員を含める。
- ・地域コミュニティ組織が、地域事務局を設置（地域事務局員を配置）できるよう支援していくとともに、設置要件について見直しを図っていく。
- ・将来的には、新しい学校づくりと連動して、学校を地域活動の拠点にし、地域担当職員が常駐している状態を目指す。

(3) 担い手発掘・育成の支援

- ・地域において課題解決の取組を推進するには、その担い手となる人材が質量ともに充実していることが望まれる。

- ・担い手不足が地域最大の課題という認識のもと、地域の課題を共有しながら先進事例を学ぶ機会を設けるほか、地域アクションいきいき補助金を活用した担い手の発掘等、地域住民の参画機会の拡大を図る。
- ・今まで活動に関わっていない若者、子育て世帯、移住者、高齢者等の地域住民に向けて、広報活動の強化や関わる機会を創出するなど、地域コミュニティ組織と連携して活動の裾野を広げる取組を進めていく。

(4) 各種地域活動団体の機能維持

- ・各種地域活動団体の存在によって、活動の土台となる親睦・交流の機能が果たされ、各分野での課題解決の取組が進められてきたことから、その機能が維持できるよう、組織への加入促進等を含めた方策について、行政も積極的に支援する。
- ・団体の機能維持や活動継続が困難な場合は、その代替の活動を地域コミュニティ組織で展開できるよう支援する。

(5) 地域活動の場の確保

- ・様々な分野で活動を行い、継続していくためには、多くの人が集まることができる活動の場が必要であり、これまでに、公共施設がなく、活動場所が公民館のみの地区について、概ね地域活動拠点を設置してきた。
- ・公共施設の新設が財政的に困難であることから、既に活用されている公共施設や地区公民館に加え、学校や民間施設、空家等の利用も視野に入れながら、地域の活動状況に応じて場を確保していく。
- ・将来的には、新しい学校づくりと連動して、学校を地域活動の拠点としていくことを目指す。

(6) 情報共有の推進

- ・それぞれの活動の情報を共有するため、地域コミュニティ組織間の情報共有（コミュなび）、各種地域活動団体間の情報共有（地域活動シンポジウム）、地域内の情報共有（各種団体が一堂に会する連絡会、テーマ別情報交換会）、地域と行政の情報共有（市民と市長との地域活動懇談会）を継続し、推進していく。

(7) 全庁的な取組体制の構築

- ・地域の課題解決の取組について、地域コミュニティ組織と関係所管課が協働でまちづくりを行う体制を構築する。
- ・庁内連絡会議を開催し、各課の取組状況や今後の展開など地域に係る情報を共有しながら地域との協働の取組に全庁的に応えていく。
- ・地域と行政等との協働の取組について、重複する取組があれば関係所管課間で整理するとともに、地域の課題解決の取組で複数所管にまたがる取組については、分かりやすい行政窓口となるよう調整する。

(8) 地域の負担軽減・依頼内容の見直し

- ・地域コミュニティ組織の中心的存在である自治会について、行政から依頼している事項を整理するほか、回覧や行政依頼文書の削減、依頼窓口の一本化、委員推薦事務の簡素化等負担軽減の取組を進める。

- ・特に、行政からの委員推薦については、所管課が中心となり、事務の簡素化に加え、選定方法や対象、活動に対する謝礼等についても検討を加える。

(9) 職員の地域活動参加の奨励

- ・市職員が地域住民の一人として地域活動に参加し交流することで、顔の見える関係が築けるとともに、職員の中に協働の意識が醸成されることが望ましい。
- ・市職員の活動状況調査や協働研修実施のほか、市職員の地域活動紹介や地域の現場を体感する機会提供等を通じて、全庁的な意識の醸成を図っていく。

7 推進にあたって

本指針では、20年先の地域コミュニティ組織の目指す姿を示した。各地域コミュニティ組織が、この指針で描く目指す姿を実現するには時間を要するため、社会を取り巻く環境の変化、国や県の動向、地域の活動状況や担い手の変化などに応じて、組織の段階的な進化を促していくことが現実的な対応であると考えられる。

地域においては、特定の人に負担が偏ることなく、様々な年代や性別の住民に開かれた活動とするため、活動が見える化し、新たな担い手や参加者を獲得することを目指す。また、住民ニーズや時代にあわせた活動や運営方法の見直しを行い、地域運営の負担軽減や効率化を進めていく。市としては、これまでの地域コミュニティ組織の活動の蓄積を生かしながら、今後3年間の取組と迅速で柔軟な検討を着実に推進していく。

そして、目指す姿をより多くの地域住民と共有し、合意を重ねながら一步ずつ着実に、地域と行政の強みを生かした協働のまちづくりに取り組んでいく。